上越市選挙管理委員会告示 58 号

令和7年10月26日執行予定の上越市長選挙におけるポスター掲示場について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第8項及び上越市長の選挙ポスター掲示場の設置に関する条例(平成7年条例第37号)第2条の規定により、ポスター掲示場の設置場所を次のとおり定めた。

令和7年10月17日

上越市選挙管理委員会 委員長 澤 海 雄 一

1 ポスター掲示場の設置場所 上越市長選挙

1,001か所(別紙のとおり)